

役員、評議員等の報酬及び旅費規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人篠山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の定款第10条第1項及び第25条第1項に規定するもののほか、役員、評議員、理事及び監事推薦委員、評議員選任・解任委員、第三者委員、心配ごと専任相談員、地域福祉推進計画策定委員（以下「役員、評議員等」という。）の報酬等に関する規定は、この規程による。

(報酬及び費用弁償の金額)

第2条 社協の職員を除く、役員、評議員等の報酬、支給方法及び支給日は、別表1のとおりとする。

(年度途中で退任及び就任にした者の報酬の支給基準)

第3条 別表1のとおり、3月に報酬を支給する者が、年度途中で退任した場合は、退任した当月分までの報酬を、翌月に支給する。

- 2 前項の規定において、月の途中で退任した場合も、1月とみなし支給する。
- 3 前項の規定において、月の途中で就任した場合は、翌月から支給対象とする。

(旅費)

第3条の2 役員・評議員等が、篠山市外に出張した場合は、社協旅費規程に基づき支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は社協の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。評議員選任・解任委員のみ、定款認可日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

役 職 名	報 酬 額	支給方法	支給日
会 長	250,000 円 (年間)	口座振込	3 月
副会長	120,000 円 (年間)	口座振込	3 月
理 事	60,000 円 (年間)	口座振込	3 月
監 事	60,000 円 (年間)	口座振込	3 月
評議員	2,500 円 (1 回)	現金	毎回
理事及び監事推薦委員	2,000 円 (1 回)	現金	毎回
評議員選任・解任委員	2,000 円 (1 回)	現金	毎回
第三者委員	2,000 円 (1 回)	口座振込	翌月
心配ごと専任相談員	2,000 円 (1 回)	口座振込	3 月
地域福祉推進計画策定委員	2,500 円 (1 回)	現金	毎回

「1 回」とは概ね 3 時間以内